

民 生 環 境 協 議 会 協 議 事 項

〔	日時	令和7年4月21日(月)	〕
		午前10時	
	場所	第三委員会室	

○ 所管事項の報告について

- 1 第3期八戸市次世代育成支援行動計画前期計画の策定について
- 2 八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための計画の策定について
- 3 第三次八戸市健康増進計画の策定について
- 4 高齢者の带状疱疹定期予防接種の実施について
- 5 第2期いのち支える八戸市自殺対策計画の策定について
- 6 能登半島災害廃棄物の区域外搬入について

第3期八戸市次世代育成支援行動計画 前期計画の策定について

1. 策定の趣旨

市では、次世代育成支援対策推進法に基づき、次代の社会を担うこどもが、健やかに育つことができる環境づくりのため、平成17年に「第1期八戸市次世代育成支援行動計画」を策定し、その後も、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」を盛り込むなど、国の動向に対応しつつ、5年ごとに必要な見直しを行っており、前計画が昨年度をもって終期を迎えたことから、令和7年3月に「第3期八戸市次世代育成支援行動計画 前期計画」を策定したものの。

- (これまでの策定状況)▷ 第1期八戸市次世代育成支援行動計画
(前期計画：平成17～21年度 後期計画：平成22～26年度)
▷ 第2期八戸市次世代育成支援行動計画
(前期計画：平成27～令和元年度 後期計画：令和2～6年度)

2. 計画期間

令和7年度～令和11年度（5年間）

3. 概要

(1) 次世代育成支援対策推進法に基づく「八戸市次世代育成支援行動計画」に定める主な内容

前計画を継承しつつ、国が令和5年12月に策定した「こども大綱」の内容を一部組み込んだ内容とし、妊娠・出産から子育てまでの切れ目のない支援、地域における子育て支援のほか、母子保健を含む成育医療等に関する内容の拡充、こどもの豊かな学びと体験の場の充実、こどもの意見を施策に反映させるための取組など、こども・子育て支援施策を総合的かつ一体的に推進するための取組内容を掲載。

成長段階	基本目標
妊娠期～乳幼児期～ 学童期～青少年期	1 こどもと親の確かな健康づくり
	2 乳幼児期の教育・保育の充実と就学に向けた支援
	3 心身の健やかな成長に資する教育・生活環境づくり
各期間共通	4 支援が必要なこども・家庭等へのきめ細かな取組の推進
	5 地域全体でこどもを見守り子育て家庭を支援するまちづくり
	6 こども施策の共通の基盤となる取組の推進

(2) 子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」に定める主な内容

- 教育・保育提供区域、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定
- 教育・保育施設の利用を希望するこどもの数の見込みと提供体制（受入れ体制）の確保方策
※教育・保育施設・・・認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育事業

4. 策定の経過

令和5年12月	子ども・子育て支援に関するニーズ調査を実施
令和6年2月 ～令和6年11月	八戸市子ども・子育て会議（計4回） 庁内検討委員会（計2回）
令和6年12月 ～令和7年1月	パブリックコメントの実施
令和7年1月	庁内検討委員会
令和7年2月	八戸市子ども・子育て会議で計画最終案を審議
令和7年3月	第3期八戸市次世代育成支援行動計画 前期計画を策定

八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者の保護等並びに困難な問題を抱える女性への支援のための計画の策定について

1. 計画策定の趣旨

市では、平成24年9月に「八戸市配偶者からの暴力防止及び被害者支援計画」を策定し、DVの防止及び被害者の保護、自立支援に取り組んできたところである。

また、女性福祉の増進と、人権が保護され、女性が安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が令和6年4月に施行され、市町村は基本計画を定めることが努力義務とされた。

これらのことから、これまでの市の取組み状況を踏まえ、DV対策の一層の推進と困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開するため、政策的に関連が深いこれらの計画を一体的に策定したものである。

2. 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づく市町村基本計画

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく市町村基本計画

(2) 計画期間

令和7年度から令和11年度（5年間）

(3) 計画の対象

DV被害者及び日常生活を営む上で困難な問題を抱える女性（以下「困難女性等」という。）

(4) 基本目標と施策の方向

基本目標	施策の方向
I 困難女性等が個人として尊重され、自立して暮らすことができる社会づくりの推進	1 困難女性等に関する理解の普及と予防啓発
II 困難女性等の早期発見及び相談体制の充実	2 早期発見のための体制づくり 3 相談体制の充実
III 困難女性等の保護・自立に向けた支援の充実	4 困難女性等の安全確保・保護体制の整備 5 個人情報の保護 6 自立支援
IV 支援機関の体制強化及び連携の充実	7 支援機関の体制強化 8 関係機関等との連携

3. 策定経過

令和6年6月～7月	DV被害者支援庁内連絡会議①、虐待等防止対策会議① 骨子案を協議
9月～10月	DV被害者支援庁内連絡会議②、虐待等防止対策会議② 素案を協議
11月～12月	パブリックコメント（意見なし）
令和7年2月	DV被害者支援庁内連絡会議③、虐待等防止対策会議③ 最終案を協議
3月	計画策定

第三次八戸市健康増進計画の策定について

1. 策定の趣旨

健康増進法第8条に規定する、住民の健康の増進の推進に関する施策についての市町村健康増進計画として、前計画が終期を迎えたことから、令和7年3月に「第三次八戸市健康増進計画」として策定した。

2. 計画期間

令和7年度～令和19年度(12年間) ※中間評価 令和12年度

3. 概要

(1) めざす姿:すべての市民が健やかで生き生きと暮らせるまち

(2) 目標:早世(30～59歳の死亡)の減少と健康寿命の延伸

(3) 主な取組

① 個人の主体的な健康づくり

市民一人一人が生活習慣の改善、生活習慣病の発症予防・重症化予防に関する取組みができるよう対策を推進する。

生活習慣の改善	生活習慣病の発症予防・重症化予防
○ 栄養・食生活 ○ 身体活動・運動	○ がん ○ 循環器疾患 ○ 糖尿病
○ 休養・睡眠 ○ 喫煙 ○ 飲酒	○ COPD(慢性閉塞性肺疾患)
○ 歯・口腔の健康	○ 骨粗しょう症

② 社会環境の質の向上

健康に関する情報発信の強化や健康に配慮した環境づくり(健康的な食習慣や身体活動・運動を促す環境、受動喫煙の防止等)、行政と企業・団体、産業間等の連携を通し多様な主体が取り組む健康づくりなど、個人の行動変容を社会全体で支援する取組を推進する。

③ ライフコースを踏まえた健康づくり

男女の性差や各ライフステージの特性を理解し、生涯を通じて健康づくりに取り組むことの必要性について普及啓発等の取組を推進する。

4. 策定経過

令和6年10月24日～11月25日 パブリックコメントの実施

令和6年12月 庁内検討会議(書面開催)でパブリックコメントの意見を踏まえた最終案を協議

令和7年1月 健康福祉審議会 健康・保健専門分科会で計画最終案を協議

令和7年3月 第三次八戸市健康増進計画を策定

高齢者の带状疱疹定期予防接種の実施について

1. 位置付け

带状疱疹に係る予防接種について、令和7年4月1日より、高齢者個人の重症化予防を目的とし予防接種法に基づくB類疾病の定期予防接種として実施する。

2. 実施概要

(1) 接種対象者

- ① 65歳の方
- ② 60歳以上65歳未満で、ヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する方（身体障害手帳1級相当）
- ③ 経過措置
 - ア 65歳を超える方は、令和7～11年度の5年間に限り5歳年齢ごと（70, 75, 80, 85, 90, 95, 100歳）に対象とする
 - イ 100歳を超える方は、令和7年度に限り全年齢を対象とする

(2) 接種方法

生ワクチン（1回接種）または不活化ワクチン（2か月の接種間隔で2回接種）のいずれか一方を、生涯に一度接種する。

(3) 接種料金（自己負担額）

- ・生ワクチン 1回接種 4,000円
- ・不活化ワクチン 2回接種計 24,000円

※生活保護世帯は事前申請により自己負担を免除

(4) 接種場所

受託医療機関での個別接種（126箇所） ※通年実施

(5) 周知方法

- ・市ホームページ（掲載中）
- ・広報はちのへ4月号（3月20日発行）
- ・令和7年度対象者への個別通知（4月2日発送）※対象者約15,000人

以上

第2期いのち支える八戸市自殺対策計画の策定について

1. 計画策定の趣旨

令和元年11月に策定した「いのち支える八戸市自殺対策計画」（以下「第1期計画」という。）の計画期間が6年度で終期を迎えることに加え、令和4年に示された国の新たな「自殺総合対策大綱」と第1期計画における課題等を踏まえ、令和7年度からの第2期計画として策定したものである。

2. 計画期間

令和7年度～令和12年度（6年間）

3. 計画の目標

- (1) 目指す姿：全ての市民がかけがえのない個人として尊重され、誰も自殺に追い込まれることのない八戸市
- (2) 目 標：自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）の減少
目標値：令和12年 11.7以下

4. 策定経過

令和7年1月21日 民生環境協議会で原案について説明
パブリックコメントの実施（～2月20日）
2月27日 自殺対策庁内検討会議で最終案を協議
3月7日 自殺対策ネットワーク会議から最終案への意見聴取
3月24日 自殺対策推進本部で最終案を協議
3月25日 第2期いのち支える八戸市自殺対策計画を策定
4月21日 民生環境協議会で計画策定について報告

5. 推進体制

市長を本部長とする八戸市自殺対策推進本部において、毎年度、各事業と評価指標の進捗管理を行うとともに、関係機関等で構成する八戸市自殺対策ネットワーク会議において情報の共有と連携強化を図り、地域全体で自殺対策を進める。

能登半島災害廃棄物の区域外搬入について

1 概要

令和6年能登半島地震と奥能登豪雨の被災地域において、約400万トンの災害廃棄物が発生し、そのうち木くずが58万トンと推計されている。

今般、石川県より災害廃棄物処理の一環として、木くずのうち9,600トンを八戸市の企業で処理するため区域外搬入できないかとの打診があり、「八戸市外一般廃棄物の搬入に係る事前協議等に関する要綱」に基づく事前協議を経た上で、受け入れを実施するもの。

2 処理方法

(1) 委託者（災害廃棄物の広域処理計画は石川県が取りまとめている。）

- ・珠洲市、輪島市、穴水町

(2) 廃棄物の種類等

- ・種類：解体家屋等の木くず
- ・搬入量：合計で9,600トン

※初回は390トンを船舶で搬入。次回搬入は処理の進捗状況により調整する。

(3) 処理事業者及び処理方法

- ・処理事業者：八戸セメント株式会社
- ・処理方法：豊洲（八戸ポートアイランド）にある自社の保管庫において破砕機で破砕処理後、新井田のセメント工場へ運搬・焼却し、焼却残渣をセメント原料化する。

(4) 搬入期間

- ・令和7年4月16日～令和8年3月31日（予定）

（参考）能登半島災害廃棄物の発生推計量

(1) 全体量 約400万トン

(2) 木くずの量 約58万トン

(3) 八戸市への搬入量 9,600トン

(4) 八戸市以外への搬出実績

- ・陸上輸送：20自治体、18民間業者
- ・海上輸送：3民間業者（八戸セメントは含めず）
- ・鉄道貨物輸送：10自治体